

## 鎌倉市建築審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定に基づき、鎌倉市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事その他審査会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(会議の招集)

第4条 審査会は、次の各号のいずれかに該当する場合において、会長が招集する。

(1) 市長から法の規定により同意（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第2項において準用する法第44条第2項の同意を含む。）を求められたとき。

(2) 市長から鎌倉市建築基準条例（平成26年12月条例第29号）の規定により同意を求められたとき。

(3) 法第94条第1項（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査請求があったとき。

(4) 市長から鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（平成28年9月条例第17号）第4条第2項の規定により意見を求められたとき。

(5) 市長の諮問があったとき。

(6) 委員の総数の2分の1以上から会議開会の要求があったとき。

(7) その他会長において必要と認めるとき。

2 会長は、会議開催の日3日前までに会議の日時、場所及び付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合においては、この限りでない。

(議事)

第5条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、公共の福祉、秩序の維持のため必要と認めるときは、審査会の議決により、これを公開しないことができる。

(専門委員会)

第8条 審査会において、歴史的な建築物に関する専門的事項を調査審議するために必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員（以下「専門委員」という。）は、当該専門的事項に関し優れた知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、2年を超えない範囲で市長が定める期間とする。ただし、専門

委員が欠けた場合の補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 専門委員は、再任されることができる。
- 5 専門委員会に会長を置き、専門委員の互選によってこれを定める。
- 6 会長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 前3条の規定は、専門委員会について準用する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則(平成26年12月24日条例29)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月18日条例44)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年12月25日条例26)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の次に1条を加える改正規定は、平成28年4月1日から施行する。